

岩手県告示第646号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護、居宅介護支援計画の作成又は介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成22年7月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問看護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
合同会社歩み	北上市花園町二丁目3番4号	訪問看護ステーションあゆみ	北上市花園町二丁目3番4号	平成22年5月1日

2 通所介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
株式会社かがやきライフ	宮古市山口五丁目8番2号	かがやきデイサロン	宮古市磯鶏西6番4号	平成22年6月1日
株式会社プレーゴ	紫波郡矢巾町大字南矢幅第6地割72番地	老人デイサービスセンター「百万石」矢幅駅西口	紫波郡矢巾町大字南矢幅第6地割72番地	〃

3 短期入所生活介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
社会福祉法人七星会	一関市花泉町涌津字上原31番地	特別養護老人ホームシルバーライト花泉	一関市花泉町涌津字上原31番地	平成22年4月1日

4 居宅介護支援計画の作成

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
有限会社お茶っ子ホーム	一関市花泉町油島字上築道10番地3	お茶っ子ホームプランセンター	一関市花泉町油島字上築道10番地3	平成22年6月11日

5 介護予防訪問看護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
合同会社歩み	北上市花園町二丁目3番4号	訪問看護ステーションあゆみ	北上市花園町二丁目3番4号	平成22年5月1日

6 介護予防通所介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
株式会社かがやきライフ	宮古市山口五丁目8番2号	かがやきデイサロン	宮古市磯鶏西6番4号	平成22年6月1日
株式会社プレーゴ	紫波郡矢巾町大字南矢幅第6地割72番地	老人デイサービスセンター「百万石」矢幅駅西口	紫波郡矢巾町大字南矢幅第6地割72番地	〃

7 介護予防短期入所生活介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
社会福祉法人七星会	一関市花泉町涌津字上原 31番地	特別養護老人ホームシル バーライト花泉	一関市花泉町涌津字上原 31番地	平成22年4月1日